

教育委員会提出議案

第32号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年9月26日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年
豊島区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項に次の1号を加える。

(9) 育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しな
かった期間

第30条第12項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、
同項ただし書を削る。

第30条の2第2項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条
第3項中「による部分休業」を「による部分休業（以下「第1号部分休業」とい
う。）」に、「当該部分休業」を「当該第1号部分休業」に改める。

第30条の3第3項中「職員の育児休業等に関する条例第15条第1項の規
定による部分休業」を「第1号部分休業」に、「当該部分休業」を「当該第1号
部分休業」に改め、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第

7 項中「又は」を「、」に改め、「なくなった場合」の次に「又は当該子育て部分休暇に係る子が第 1 項各号に該当しなくなった場合（当該子が満 12 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるときに限る。）」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 職員の育児休業等に関する条例第 15 条の 2 の規定による第 2 号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。

第 30 条の 7 の次に次の 7 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第 30 条の 8 条例第 18 条の 6 第 1 項第 1 号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務
- (2) 育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業
- (3) 条例第 11 条第 1 項の規定による深夜勤務の制限
- (4) 条例第 11 条の 2 第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第 11 条の 3 第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第 17 条第 1 項に規定する育児時間
- (7) 条例第 17 条第 1 項に規定する出産支援休暇
- (8) 条例第 17 条第 1 項に規定する子の看護等のための休暇
- (9) 条例第 17 条第 1 項に規定する育児参加休暇
- (10) 第 5 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる場合の条例第 7 条第 2 項の規定による休憩時間の短縮

(11) 条例第18条の3に規定する子育て部分休暇

第30条の9 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 出生時両立支援制度等

(2) 出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

(3) 地方公務員等共済組合法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

第30条の10 条例第18条の6第1項又は第2項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講じる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第30条の11 条例第18条の6第1項第3号及び第2項第3号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 始業又は終業の時刻

(2) 勤務の場所

(3) 業務量の調整

(4) 前3号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項

第30条の12 条例第18条の6第2項の教育委員会規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が、1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。

第30条の13 条例第18条の6第2項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務
- (2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- (3) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限
- (4) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第17条第1項に規定する子の看護等のための休暇
- (7) 第5条の2第2項第1号に掲げる場合の条例第7条第2項の規定による休憩時間の短縮
- (8) 条例第18条の3に規定する子育て部分休暇

第30条の14 条例第18条の6第2項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 育児期両立支援制度等
- (2) 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(説 明)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等により、時間単位での取得となっている部分休業の日単位での取得が可能となることから、幼稚園教育職員についても区長部局職員と同様の取扱いとするため、本案を提出い

たします。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月31日 教育委員会規則第1号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条～第29条（略）</p> <p>（年次有給休暇の繰越し）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（介護休暇）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 時間を単位とする介護休暇は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりに</u> <u>おいて</u>、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間</p>	<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月31日 教育委員会規則第1号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条～第29条（略）</p> <p>（年次有給休暇の繰越し）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p><u>（9）育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間</u></p> <p>（介護休暇）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない</p>

から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇(前条に規定するものを除く。)、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日のすべての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。

13～17 (略)

(介護時間)

第30条の2 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。)内において承認する。

- 2 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。
- 3 職員の育児休業等に関する条例(平成4年豊島区条例第21号)第15条第1項の規定による部分休業、条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇又は職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年豊島区条例第22号)第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該子育て部分休暇又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超え

時間を減じた時間)を限度として利用することができる。

13～17 (略)

(介護時間)

第30条の2 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。)内において承認する。

- 2 介護時間の承認は、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。
- 3 職員の育児休業等に関する条例(平成4年豊島区条例第21号)第15条第1項の規定による部分休業(以下「第1号部分休業」という。)、条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇又は職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年豊島区条例第22号)第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該第1号部分休業、当該子育て部分休暇又は当該高齢者部分休業の

ない範囲内で行うものとする。

4～7 (略)

(子育て部分休暇)

第30条の3 (略)

2 (略)

3 職員の育児休業等に関する条例第15条第1項の規定による部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間、条例第18条の2第1項の規定による介護時間又は職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間、当該介護時間又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4～5 (略)

6 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(新設)

承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4～7 (略)

(子育て部分休暇)

第30条の3 (略)

2 (略)

3 第1号部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間、条例第18条の2第1項の規定による介護時間又は職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該第1号部分休業、当該育児時間、当該介護時間又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4～5 (略)

6 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

7 職員の育児休業等に関する条例第15条の2に規定する第2号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。

7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合 又は 当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

8～9 (略)

第30条の4～第30条の7 (略)

(新設)

8 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合、当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合 又は 当該子育て部分休暇に係る子が第1項各号に該当しなくなった場合 (当該子が満12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときに限る。)には、その効力を失う。

9～10 (略)

第30条の4～第30条の7 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)

第30条の8 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置 (以下「出生時両立支援制度等」という。) は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務
- (2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- (3) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限
- (4) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第17条第1項に規定する育児時間
- (7) 条例第17条第1項に規定する出産支援休暇
- (8) 条例第17条第1項に規定する子の看護等のための休暇
- (9) 条例第17条第1項に規定する育児参加休暇

(新設)

(10) 第5条の2第2項第1号に掲げる場合の条例第7条第2項の規定による休憩時間の短縮

(11) 条例第18条の3に規定する子育て部分休暇

第30条の9 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 出生時両立支援制度等

(2) 出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

(3) 地方公務員等共済組合法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

(新設)

第30条の10 条例第18条の6第1項又は第2項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講じる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

(新設)

第30条の11 条例第18条の6第1項第3号及び第2項第3号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 始業又は終業の時刻

(2) 勤務の場所

(新設)

(3) 業務量の調整

(4) 前三号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項

第30条の12 条例第18条の6第2項の教育委員会規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が、1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。

(新設)

第30条の13 条例第18条の6第2項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

(1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務

(2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業

(3) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限

(4) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限

(5) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限

(6) 条例第17条第1項に規定する子の看護等のための休暇

(7) 第5条の2第2項第1号に掲げる場合の条例第7条第2項の規定による休憩時間の短縮

(8) 条例第18条の3に規定する子育て部分休暇

(新設)

第30条の14 条例第18条の6第2項1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 育児期両立支援制度等

(2) 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。